

であります。然るに之れに對して何等決定的返答を與へざるに早くも或は「不調」を宣傳し或は公然誹謗の言辭を弄して反抗と中傷とを繼續するが如き、痛歎の外ありませぬ。以上の通りでありますから會社としては内に滿輻の赤心を藏するも、解決に向つて何等施す所を得ないのは萬已むを得ない次第なのであります。

む す び

爭議團側では、會社で夜警夫を傭入れたことを頻りに批難して居るが、本社の醸造工場は試験所を加へて十六ある外、製樽、修理の二工場、用材置場及倉庫等二十五六箇所も監視を要する場所があり、殊に客年九月十六日突如、十五箇の醸造工場工員が同盟罷業をなし、其の他の工場工員達も罷業工員の爲め暴力を以て出勤を阻止され、一齊休業になつた處へ門柵や塀等も直ちに破壊し若くは乗越えて闖入されそうな模様になつて居たのみならず、千數百名の罷業團員は騎虎の勢を驅つて第十七工場はじめ樞要な工場へ妨害を加え様として居る矢先、少數の職員は罷業工員達が十五日の作業を投げ遣りにして引揚げた跡始末もし半製品の管理もせねばならぬので、此の際に於て出入口の監視や火の元の注意の爲め、この種或る數の人が必要であり操業開始後又同様の必要あることは申すまでもないことだと存じます。